

## 【療育手帳の新規交付、更新、再交付、返還届の提出】

知的障害者（児）が一貫した指導・相談や各種の援助を受けやすくするため、知的障害者更生相談所又はこども家庭センターにおいて知的障害と判定された人に対し、兵庫県より交付されます。郵送で可能な手続きは以下の通りです。

### ●新規交付

必要事項を記入した所定の申請書等を提出し、交付申請の手続きをして下さい。

知的障害者更生相談所又はこども家庭センターで判定を受けていただきます。

〔必要提出書類〕 … 交付（更新）申請書、写真（4×3センチメートル）1枚等

### ●更新手続

手帳の交付の際に次回の判定時期が指定された場合には、その時期の4ヶ月前を目安に更新の手続きをして下さい。

〔必要提出書類〕 … 交付（更新）申請書、療育手帳の写し、写真（4×3センチメートル）1枚等

### ●再交付

手帳を紛失又は破損したときは再交付の手続きをして下さい。

〔必要提出書類〕 … 再交付申請書、写真（4×3センチメートル）1枚、（破損の場合は療育手帳の写しも必要）

### ●返還

手帳の交付を受けた人が死亡、又は県外・神戸市(児童の場合は明石市を含む)へ転出、又は必要でなくなった場合には、手帳を返還して下さい。

〔必要提出書類〕 … 返還届、療育手帳

受付窓口（申請書類の郵送等も行いますので、詳しくはお尋ねください）

市役所 障害福祉課（電話：0798-35-3194・3757）